

## 回答に不満！ 組合員の要求に応えろ！

### 第4回賃金引き上げ、夏季手当団交

3月10日、本部は第4回の賃金引き上げ、夏季手当の団体交渉を開催しました。今回の団体交渉は、夏季手当の成績率について、休日出勤の解消、年休の完全消化、保存休暇の改善、出向社員の労働条件の項目について議論を行いました。以下議論の内容です。

### ボーナスの減額は不当労働行為だ！

組合：平成9年から平成21年までJ R 東海労の組合員は期末手当で平均30名がカットされている。組合員の7.3%であり、J R 東海の社員に換算すると1,500名となる。あまりにも多すぎる人数である。公正・公平に実施しているとは言えない。

会社：成績率で適切に決定している。

組合：J R 東海労の組合員はそんなに成績率が悪いのか。不良社員が集まっているのか。

会社：成績率の適用については、公正・公平に適用している。

組合：J R 東海労の組合員を恣意的にカットをしている。数字が物語っているのではないか。

会社：そのようなことはやっていない。

組合：ならば、期末手当毎のカット者は全社で何名か明らかにせよ。

会社：明らかにする必要はない。減額は社員全体の率を考えて実施はしていない。

組合：7.3%という高い率を見て差別をしているとは思えないのか。

会社：差別はしていない。個別のことについては適正にやっている。

組合：しかし、毎回減額者が多いということは法則性があるということだ。  
偶然ではなく必然だ。

会社：やっていません。

組合：である。対立を確認する。

## **要員確保で休日勤務を解消せよ！**

組合：今回のダイヤ改正の業務委員会で、新幹線は休日出勤を3泊程度、在来線は1～2泊程度としているが、地方の業務委員会では臨時列車の本数が減ったためと説明している。そのような理解でいいのか。

会社：臨時列車の本数もあるが、乗務員の養成、要員等を試算して3泊程度とした。

組合：四季の臨時列車は減るのか。

会社：お客様の動向を見て設定する。

組合：臨時列車は新幹線の業務委員会では3%減ると言われている。

会社：3%という数字ははっきり言えない。列車のボリューム感が落ちるから要員減となる。

組合：乗務員の基準要員ついて、東京で運転士5名、名古屋で5名、大阪で7名、車掌は東京で18名、大阪で3名減と説明している。

会社：若干の定期列車と臨時列車を見越して決定した。

組合：休日勤務は、臨時列車を指定していると会社は説明してきた。なぜ基準要員を今回のダイヤ改正で削減するのか。

会社：要員が不足した分は休日出勤で対応するが、業務量の減に対して基準要員を決定した。

組合：基準要員を減らしたのは臨時列車の減少と言っているが、休日出勤が解消されないのになぜ基準要員を減らすのか。

会社：全体の業務両が減ったためである。

組合：臨時列車の増加にともない基準要員は2004年の1,416人から昨年まで1,539人と増加している。休日出勤解消のために会社は努力していると主張するが、解消のための努力が見えない。ダイヤ改正で基準要員を削減することは、休日出勤を解消するとの主張に主旨を異にすることになる。

会社：業務量が減れば、それに対する要員を減らすのは当然だ。

組合：基準要員が減れば現在員も減るのか。

会社：現在員を確保できなければ休日出勤は発生することとなる。

組合：解消する努力をしていない。では基準要員、現在員、予備要員などの全ての要員を明らかにすること。

会社：明らかにするつもりはない。

組合：具体的な要員を明らかにしなければ会社の休日出勤の努力が見えない。

臨時列車が減ったから、3泊程度になったのではないか。

会社：静岡地区からの人の異動や養成の積み重ねもやってきた。業務量にあった基準要員を組む。

組合：さらに現在員を増やしていくとの認識でいいのか。

会社：要員は確保していく。

組合：運転士養成数は、来年度は今年度より多いのか。

会社：業務量を満たすにたりうる人を充足する。

## **年休の完全消化を実施せよ！**

組合：平成20年度の社員一人当たりの平均取得数は何日か。

会社：現業機関において概ね17日である。

組合：年休の申し込み平均日数は何日か。

会社：その質問は年休の取得とどういう関係にあるのか。

組合：いくら17日取得できたと言っても、申し込み日の関係で見ないとわからないからだ。

会社：申し込み日数はデーターがないためわからない。

組合：時季変更権を行使した日数がわからないのか。

会社：わからない。

組合：保存休暇の取得者数と平均取得日数は何日か。

会社：約13,000名、平均13日である。

組合：年休の失効者数と平均失効日を明らかにすること。

会社：年休の失効者は存在するが、明らかにするつもりはない。

組合：なぜ明らかにできないのか。

会社：年休は17日間取得できている。年休の20日間の取得に努めており、買い上げる考えはない。

組合：現実に年休を失効している社員が存在する。保存休暇を超えて失効になっているということは、明らかに要員の問題である。

会社：申し込みを行わない社員もあり、そうは一概には言えない。

組合：年休の権利を放棄している社員の話をしているのではなく、時季変更権により年休が失効になった社員ことだ。

会社：時季変更権は法的に認められている。

組合：では、時季指定を行えばいい。

会社：それはしない。

組合：年休が失効するのであれば、会社が時季を指定すればいい。

会社：時季指定はしない。法律にも違反していない。

組合：年休の失効者が現に存在しており、労働者の権利が損なわれている。現実的に買い上げしか方法はないではないか。

会社：組合の意見として聞いておく。

## **年休の保有日数は右肩上がり！**

組合：年休の保有日数は4月1日時点では平均何日か。

会社：わからない。

組合：組合の調査によると、年休の保有日数が毎年上がっている。東京の運輸所において、平成19年では29.7日、平成20年では33.8日、平成21年では35.9日となっている。

会社：年休の平均付与数は19日である。

組合：そんなことは聞いていない。年休の保有日数は毎年右肩上がりになっている。単年度のことを言っているのではない。この現実から買い上げしか方法がないと言っている。

## **社会通念の基準は何か！**

組合：年休の特認について、冠婚葬祭とか社会通念と言われているが職場によりまちまちである。基準はあるのか。

会社：協約上は何もない。

組合：伯父の葬式のため年休を申請したら「お前がいなくても葬式はできる」という管理者がいた。こんなデタラメがあっていいのか。

会社：それは職場でルールを作れということか。

組合：そうだ。統一したフレームは必要だ。それがないと現場は混乱する。

会社：組合の意見として聞いておく。

## **年休の取得は世界的な問題に！**

組合：報道によると、2015年までに企業は未消化の有給休暇に相当する費用を引当金として負債に計上しなければならないとする国際会計基準が見直される。知っているか。

会社：知らない。

組合：つまり、年休の問題は今や世界の問題になっていることを指摘しておく。

## **保存休暇は退職時にすべて付与せよ！**

組合：保存休暇の性格は、年休が取得できないためこれを積み上げて保存休暇とした経緯がある。労働者の権利としてすべて行使することができるものとする。

会社：社員の労働条件改善のために制度化した。

組合：全て使う権利がある。

会社：定年退職時に10日使用できることとした。妥当である。

組合：定年退職に限らず退職時には全て付与すること。

会社：特別に作った制度である。全てを付与する考えはない。

組合：年休は労働者の権利であり、その積み立てとしての保存休暇も権利として存在する。対立を確認する。

## **出向会社に未払い賃金を請求せよ！**

組合：出向会社への調査は行わないのか。

会社：できる範囲で指導しているし、間違いを放置しているわけではない。

組合：出向者の賃金は会社が支払っているのか。

会社：そうだ。出向規程により会社が支払っている。

組合：超勤手当もそうか。

会社：そうだ。

組合：出向会社の労働時間の管理ミスにより損害が発生している。会社として出向会社に請求できないのか。

会社：賃金債権の消滅時効がある。

組合：では会社が支払えばいい。

会社：時効に基づき適法、適切な扱いをしている。

組合：労働に対する賃金を支払うのは当然であり、労働者の損失を認めるわけにはいかない。

会社：賃金債権の消滅時効であり適法、適切な扱いをしている。

組合：あくまでも、出向会社のミスによるものあり、出向会社に未払い賃金を請求すること。

## **勤務時間内でのQC活動は許可が必要！**

第3回の団体交渉でQC活動に対する勤務認証が議論となりました。勤務としてQC活動を認める基準、職場で勤務時間内にQC活動を行った場合の取り扱いについて回答を受けました。

### **【回答】**

地区大会、本社大会へ参加するグループメンバーは勤務扱いとしている。地区、本社大会につき1大会、1グループにつきリハーサルや準備等に4時間を勤務扱いとしている。見学者は自己の時間としている。

組合：QC大会の傍聴者で勤務扱いとしたケースはないのか。

会社：見学は原則的に自己の時間である。業務上必要のある場合は勤務扱いにすることはあると思う。

組合：勤務時間中のQC活動は否認とするのか。

会社：勤務時間中のQC活動は会社が認めた場合となる。

組合：事前に許可を求めることになるのか。

会社：原則的にはそうだが、許可を取るのには色々方法はある。

組合：職場において時間内でＱＣ活動を行う場合は許可が必要だということを確認する。

会社：原則的にはそうだ。

組合：文書に決められているのか。

会社：平成11年と15年の『ＱＣ活動に関する通達』が出されている。

組合：その通達は開示するのか。

会社：通達はすべて開示するものではない。

本部は、この議論の経過に踏まえて、会社の回答は不満であることを通告するとともに、改めて賃上げと組合員の切実な要求を解決するように強く求めました。

以 上